

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

令和 年 月 日 (あて先) 釧路市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 -	特別徴収義務者 指定番号	
		名称		法人番号	
			担当連絡先	係 氏名 電話番号 () -	

事項	変更前	変更後											
フリガナ	〒 -	〒 -											
所在地													
フリガナ													
名称													
電話番号	() -	() -											
変更理由 該当の番号に ○をつけて 下さい。	<table border="0"> <tr> <td>1. 商号変更 (合併の存続会社を含む)</td> <td>5. 吸収合併 (消滅会社)</td> <td rowspan="5">} 10. その他 () ⇒ 5~9の場合は、原則として、従業員様の「給与所得者異動届出書」の提出が必要となります。</td> </tr> <tr> <td>2. 組織変更</td> <td>6. 新設合併 (新会社設立)</td> </tr> <tr> <td>3. 所在地変更</td> <td>7. 休業</td> </tr> <tr> <td>4. 特別徴収関係書類の送付先のみ変更</td> <td>8. 解散・廃業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9. 法人に変更・個人事業主に変更</td> </tr> </table>		1. 商号変更 (合併の存続会社を含む)	5. 吸収合併 (消滅会社)	} 10. その他 () ⇒ 5~9の場合は、原則として、従業員様の「給与所得者異動届出書」の提出が必要となります。	2. 組織変更	6. 新設合併 (新会社設立)	3. 所在地変更	7. 休業	4. 特別徴収関係書類の送付先のみ変更	8. 解散・廃業		9. 法人に変更・個人事業主に変更
1. 商号変更 (合併の存続会社を含む)	5. 吸収合併 (消滅会社)	} 10. その他 () ⇒ 5~9の場合は、原則として、従業員様の「給与所得者異動届出書」の提出が必要となります。											
2. 組織変更	6. 新設合併 (新会社設立)												
3. 所在地変更	7. 休業												
4. 特別徴収関係書類の送付先のみ変更	8. 解散・廃業												
	9. 法人に変更・個人事業主に変更												
変更年月日	令和 年 月 日												
備考	※合併の場合は、合併先事業所の名称などを記載ください。												

- 所在地・名称には、誤読を避けるために必ずフリガナをつけてください。
- 変更する事項欄のみご記入ください。
- 代表者のみの変更は届出の必要はありません。
- 法人市民税に係る届出の必要がある場合は、別途提出くださいますようお願いいたします。